

投票区別対象地区

投票区	投票所名	対象地区	投票区	投票所名	対象地区
第1投票区	邑楽町公民館	天王元宿、十三坊塚、上下西宿、前瀬戸宿、千原田向地	第7投票区	高島幼稚園	藤川、秋妻、一本木
第2投票区	邑楽町立集会所	横町化染、光善寺、新中野	第8投票区	邑楽町勤労青少年ホーム(ヤングプラザ)	大根村琵琶首、洗沼、石打
第3投票区	明野公民館	前谷東原、鶴新田、明野、下中野(1~6班、12・13班)	第9投票区	邑楽町産業研修会館(長柄公民館)	坪谷、水立大黒
第4投票区	鶯区民館	鶯上、鶯下、下中野(7~11班、51班)	第10投票区	第25区ふれあいセンター	西ノ根宮内中島、馬場大林、寺中
第5投票区	邑楽町役場	前原	第11投票区	狸塚総合研修センター	十三軒、店高原、本郷江原
第6投票区	11区公民館	谷中蛭沼、住谷崎	第12投票区	赤堀転作促進集落センター	古家十軒、大谷端宿赤東、開拓

投票所一覧表

① 邑楽町公民館	② 邑楽町立集会所	③ 明野公民館	④ 鶯区民館
⑤ 邑楽町役場	⑥ 11区公民館	⑦ 高島幼稚園	⑧ 邑楽町勤労青少年ホーム
⑨ 邑楽町産業研修会館	⑩ 第25区ふれあいセンター	⑪ 狸塚総合研修センター	⑫ 赤堀転作促進集落センター

あなたの大切な一票で ぐんまの未来が決まる 群馬県知事選挙

投票日 **7月3日** ㊤

選挙に関する問合先 町選挙管理委員会（役場総務課内） ☎ 47-5002



投票できる人
① 邑楽町に転入した人で、平成23年3月15日以前に転入届がされ、引き続き邑楽町の住民基本台帳に記録されている人
② 平成3年7月4日以前に生まれ

投票場所
投票所と投票区域は、左ページの表のとおりです。選挙権のある人には、投票日前に入場券が郵送されますので、投票の時には忘れずにお持ちください。
入場券が届かない場合や、なくしてしまったときは、町選挙管理委員会へご連絡ください。

不在者投票
病院や施設での不在者投票
県選挙管理委員会の指定した病院や施設などに入院、または入所している人は、不在者投票をすることが出来ます。病院長または施設長に申し出てください。
郵便による不在者投票
身体が不自由で投票に行けない人のために、郵便で投票できる制度があります。該当する人は事前

期日前投票
投票日に仕事やレジャーなどで投票所で投票できない人は、前もって期日前投票をすることが出来ます。
期間 6月17日㊤~7月2日㊤
時間 午前8時30分~午後8時
場所 邑楽町役場1階ロビー
※入場券をお持ちください。

投票日
7月3日㊤は、群馬県知事選挙が行われる予定です。選挙は、私たちの意見を政治に反映する大きな機会です。大切な一票です。ので、棄権しないで、みんなそろって投票しましょう。

期日前投票
投票日に仕事やレジャーなどで投票所で投票できない人は、前もって期日前投票をすることが出来ます。
期間 6月17日㊤~7月2日㊤
時間 午前8時30分~午後8時
場所 邑楽町役場1階ロビー
※入場券をお持ちください。

農業委員選挙立候補予定者説明会
町選挙管理委員会では、7月17日(㊤)に執行予定の邑楽町農業委員選挙の立候補届け出手続きなどに関する説明会を行います。立候補予定者やその関係者は必ず出席してください。
▶期日 6月10日(㊤)
▶時間 午前10時~
▶会場 役場3階大会議室
▶問合先 町選挙管理委員会（役場総務課内）

に申請してください。
▼対象 要介護状態区分が要介護5の人や身体障害者手帳、または戦傷病者手帳の交付を受けている重度の身体障害者
▼申請方法 所定の申請書に必要事項を書いて、介護保険の被保険者証や身体障害者手帳、または戦傷病者手帳を添えて申請する
※申請書は、町選挙管理委員会にあります。
▼申請・問合先 町選挙管理委員会（役場総務課内）

